

《鳴門市農業委員会 2月総会 議事録》

開催日時 令和5年2月27日(月) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸顕	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	8番	竹村 昇	9番	谷口 清美
10番	中井 弘	11番	濱堀 秀規	12番	林 恭子
13番	林 博子	14番	平瀬 惣一	15番	小林 幸男
16番	藤江 厚子	17番	藤本 詳治	18番	増金 義文
19番	松浦 秀樹	20番	向 栄治		

欠席委員 なし

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)	
	所有権移転	2件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について	1件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	2件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	8件
②農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	2件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	3件
④非農地証明願について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和5年2月の農業委員会を開会いたします。
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員20名、全員出席をいただいております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。
議事録署名人は、15番 小林委員、16番 藤江委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。
この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 説明に入ります前に、本日の議案書の差し替えについてご案内を申し上げます。
議案書の2ページ3条許可申請の申請番号2番について契約内容は、所有権移転ではなく賃貸借が正しい内容となっております。お手元に修正配布しておりますのでお手数ですが、差し替えをお願いします。誠に申し訳ございませんでした。

<1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について>
所有権移転 2件

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いします。
無いようですので、採決いたします。
議案第1号について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、議案第1号については原案どおり承認といたします。
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局次長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件>
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

竹村委員 8番。譲受人は大森町三俣地区及び川崎地区にて蓮根、水稻等を栽培しています。
申請地は、一部が休耕地となっておりますが、取得後は蓮根及び野菜を栽培する計画です。
適正に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

井上委員 3番。借人は徳島県内及び静岡県や群馬県にてどくだみ、みょうが等を栽培しています。
申請地は、休耕地となっておりますが、取得後はどくだみ及び果樹を栽培する計画です。
農地の利用については、阿波市に支店を配置して、農業従事21年の担当者及び社会福祉法人等からの派遣により肥培管理を行います。
販売については、加工製品としてスーパー・インターネットにおける販売などを予定しています。
どくだみ栽培や申請農地の管理を適切に行い集落営農に影響を及ぼさないよう営農を行うこと、支障を来した際は借人の責任において対処することも確認出来ておりますので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
以上で議案第2号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局次長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 8件>
・申請番号1～8について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

- 向委員
20番。申請番号1。申請地は、鳴門東小学校から南に位置する農地です。
借り人は、貸し人が理事長を務める医療法人です。病院の建替え計画を進める中で、申請地の一部について農地法上の手続きを行わないままグループホームや駐車場等として利用していたことが判明し、今回の申請となりました。
事業計画では、駐車場を拡張するため砕石を敷き、転圧します。
グループホームからの排水は、敷地内の専用処理施設で浄化した後、地元漁業協同組合の同意を得て海に放流します。
雨水については地下浸透、及び既存水路から海に放流する計画ですので、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長
ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。
- 事務局次長
申請地につきましては、鳴門東小学校から南へ約600mに位置しており、周囲を宅地又雑種地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地となっております。
本申請につきましては、今後無断で転用を行わないという形の内容の始末書も提出されております。
事業計画につきましては、先ほど向委員さんがおっしゃっていただいたとおりとなっております。資金計画の方も妥当であることまた、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画といたしましては適当と認められます。
- 谷口会長
それではお諮りいたします。
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。
- 委員一同
<異議なし>
- 谷口会長
申請番号1番については原案どおり承認といたします。
次に、申請番号2番から5番について、地元委員さんからご意見を申し上げます。
- 小林委員
15番。申請地は、大正橋から西に位置する農地です。
譲受人は阿南市に本店を置く法人です。申請地付近にある鳴門工場では令和2年に新工場が完成しましたが、更に同じ規模の工場を新設する計画があり、工場完成後の緑地面積を確保するため、申請地を緑地に転用する目的で今回の申請となりました。
事業計画では、整地のみ行い、早生桐を植樹します。
排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画ですので、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長
ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局次長 申請地につきましては、いずれも大正橋から西へ約300mに位置しており、周囲を雑種地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当しております。
譲受人は鳴門工場拡張のため、周辺の土地を段階的に取得しており、過去にも農地転用許可を受けておりますが、すべて工事が完了しております。
また、申請番号5番の●●●につきましては、農地法上の手続きを行わないまま隣地への進入路にしてしまっていたとのことで、本申請にあたり、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書が提出されています。
周辺農地への影響も軽微であると考えられることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではおはかりいたします。
申請番号2番から5番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番から5番については原案どおり承認といたします。
次に申請番号6番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

向委員 20番。申請番号6。本件は、昨年12月に許可した案件の変更申請です。
申請地は、網干休憩所に隣接した農地です。
譲受人は申請地付近で美術館を運営していますが、周辺で発生する渋滞が地元住民や観光客の迷惑になっていると懸念し、申請地を「来館者用の駐車場として取得したい」と譲渡人に申し入れました。これを受け、譲渡人は事業計画を変更して別の場所で碎石置場を探すこととしたため、今回の申請となりました。
事業計画では、整地後に碎石を敷き、駐車区画をロープ等で明示する他、隣接農地との境に簡易な木製フェンスを設置して被害防除を図ります。
排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局次長 本件につきましては、昨年12月定例会で許可した案件に関する変更申請となっております。申請地は、網干休憩所に隣接しており、周囲を宅地や雑種地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当しております。
なお、登記地目は山林ですが、鳴門市農業委員会の農地台帳に登録されていること、及び12月の許可後、工事が未完了である状況であることから、引き続き農地法の適用を受けることとなります。
事業計画等につきましては先ほど、向委員さんにおっしゃっていただいたとおりです。資金計画も妥当であること、また周辺農地への影響も軽微であると思われることから、事業計画については妥当と考えられます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号6番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号6番については原案どおり承認といたします。

谷口会長 次に、申請番号7番及び8番について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

井上委員 3番。申請地は、愛宕神社から南に位置する農地です。
借人は、県内でどくだみ栽培を中心に営農型太陽光発電施設を運営しています。この度、近年耕作されていなかった申請地を賃貸借する話がまとまり、今回の申請となりました。

営農については、どくだみを栽培します。定着に時間がかかるため、1年目の収穫量はゼロ、2年目は地域平均単収の20%と見込まれており、3年目に82%となる計画です。

事業計画については、スクリーン杭により太陽光パネルを地上2mに設置し、農作業に支障がないようにします。排水については雨水のみで、地下浸透にて処理する計画です。

なお、許可3年後に単収目標を達成できなかった場合は、発電設備を撤去する旨の誓約書が提出されています。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、申請番号7番の案件について農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局次長 申請地は、愛宕神社から南へ約200m、県道桧藍住線の西側に位置しており、市街化調整区域内の10ha以上の農地の広がりのある第1種農地に該当しております。また、鳴門市で定める農業振興地域内農用地区域には該当しない、いわゆる白地の申請地となります。

なお、営農型太陽光発電施設の申請につきましては一時転用の扱いであることから、第1種農地でも許可することは可能となっております。

状況につきましては、先ほど井上委員さんがおっしゃっていただいたとおりとなっております。太陽光の発電につきまして、パネルの枚数は110枚で、49.5kWの発電出力が見込まれています。

本設備は平成31年3月に10kW以上2,000kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も同月に締結されております。

また、パネルを撤去する必要がある場合は借人▲▲▲の負担で2ヶ月以内に撤去することとされており、その資金も確保されています。

また、許可3年後に目標である地域単収の80%以上を達成できなかった場合は、発電設備を撤去する旨の誓約書が提出されています。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号7番について、承認することにご異議ございませんか。

平瀬委員 14番。現在、鳴門市内に営農型太陽光発電施設はありますか。

谷口会長 ございません。初めてです。事務局お願いします。

平瀬委員 どくだみの地域の80%は標準単収なのか聞きたい。

事務局次長 標準につきましては、単あたりどくだみは、2,860kg。地域の単収は根拠となる資料は、農業生産法人■■■有限会社によるどくだみ栽培についての10年間の記録から2,860kgを導き出している。

平瀬委員 わかりました。

谷口会長 他に、ありませんか。

谷口会長 申請番号7番については原案どおり承認といたします。
次に、申請番号8番について、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局次長 こちらも申請番号7番と近いところとなっております。県道桧藍住線の東側に位置しており、市街化調整区域内の10ha以上の農地の広がりのある第1種農地に該当しております。また、鳴門市で定める農業振興地域内農用地区域に該当しない、いわゆる白地の農地となっております。
設備は太陽光発電のパネル枚数は100枚で、49.5kWの発電出力が見込まれています。
設備認定につきましては、平成31年3月に太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、また四国電力株式会社との電力受給契約も同月に締結されております。
こちらの事業計画につきましてもパネルを撤去する必要がある場合は借人▲▲▲の負担で2ヶ月以内に撤去することとしており、その資金も確保されています。
また、許可3年後に目標である地域単収の80%以上を達成できなかった場合は、発電設備を撤去する旨の誓約書が提出されています。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号8番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号8番については原案どおり承認といたします。
以上で議案第3号については全てご審議いただきました。

谷口会長 次に、『議案第4号』農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局次長 <4. 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり承認といたします。
以上で議案第4号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第5号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局次長 <5. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 2件>
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

谷口委員 9番。申請者は大麻町池谷地区及び高畑地区で水稻及び蓮根を栽培しています。
申請地は耕作をされておりまして、今後も農業経営を続けていく意思も確認できておりますので、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

高田委員 7番。申請につきましても、里浦町里浦地区と栗津地区の複数地区に跨っており、本来であれば各地区委員が意見を述べるところですが、今回は担当面積が大きい私が代表して本件に関しての意見を述べます。
申請者は里浦町で甘藷及び大根を栽培しています。
申請地は耕作されており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていますので、今回の申請につきましても、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
以上で議案5号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第6号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局次長 <5. 報告事項 14件>
①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 8件
②農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 2件
③農地法第18条第6項の規定による通知について 3件
(残存小作地の合意解約)
④非農地照明について 1件

谷口会長 ただいま事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、議案第6号報告事項については、原案どおり承認することいたします。
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございますか。
事務局、何かありますか。

事務局長 特にありません。

谷口会長

それでは、これもちまして令和5年2月の総会を終了いたします。
ありがとうございました。

閉会 午後2時43分

令和5年2月27日

会 長

谷口 清美

議事録署名者

小林 幸男

議事録署名者

藤江 厚子